

令和7年度版

果樹病虫害防除ハンドブック

農薬の使用にあたって

農薬取締法では、農薬使用者の責務や、遵守義務規定、努力規定が定められています。農薬はルールを守って正しく使用しましょう。

1 農薬使用者の責務

- (1) 農作物に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地等の土壌汚染が生じ、その汚染により汚染された農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2 遵守義務を要する事項

- (1) 食用作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合、農薬登録時に定められた次の項目を遵守すること。
① 通用作物 ② 単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度
③ 使用時期 ④ 使用総回数
- (2) 食用作物への適用がない農薬を食用作物に使用してはならないこと。

3 遵守努力を要する事項

- (1) 容器に表示された最終有効年月を超えて農薬を使用しないよう努めること。
- (2) 住宅地及び住宅地に近接する地域において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努めること。
- (3) 農薬使用者は、農薬を使用したときは、以下の事項を帳簿に記載するように努めること。
① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用した農作物名
④ 使用した農薬の種類又は名称
⑤ 使用した農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数

この冊子は原則令和6年12月2日現在の登録情報にもとづき作成しました。登録内容は適次変更の可能性がありますので、使用にあたっては、必ず最新の登録内容等を確認し、自己の責任において使用するようしてください。(本ハンドブックの記載を原因として事故等が発生しても、新潟県果樹振興協会は一切責任を負わないので通知の上、活用すること)。

令和7年2月

新潟県果樹振興協会

令和7年度版 A5判 2,000円(税込み) ※送料別